

2018.03.01

PLレポート(製品安全) <2017 No.12>

■ 「PLレポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内のPL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○経済産業省、モバイルバッテリーを電気用品安全法の規制対象に追加 (2018年2月1日 経済産業省)

経済産業省は2月1日、「電気用品の範囲等の解釈について」を改正し、今後ポータブルリチウムイオン蓄電池、いわゆるモバイルバッテリーを電気用品安全法(以下、「電安法」)に基づく規制対象として新たに追加したことを発表しました。経過措置期間は1年間で、平成31年2月1日より適用開始としています。

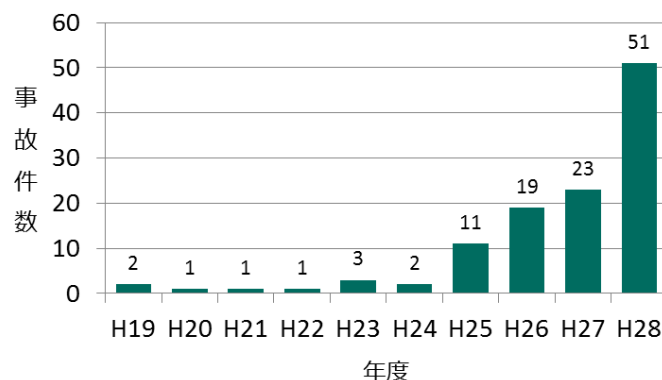
これまでリチウムイオン蓄電池は、電安法の特定電気用品以外の電気用品として指定されており、製造又は輸入の事業の届出、製品の技術基準適合及び検査、PSEマーク表示等の規制が行われていました。

一方、リチウムイオン蓄電池を組み込み、スマートフォンやタブレット型端末などの予備電源や外付け電源などに用いられるモバイルバッテリーについては、リチウムイオン蓄電池が機器に装着された状態であり、機器の一部とみなされるため、電安法による規制の対象外として取り扱われていました。

しかし近年、図1に示すようにモバイルバッテリーの事故が多発していることから、従来の解釈を修正し、今回の改正に至りました。

モバイルバッテリーの製造事業者、輸入事業者ならびに販売事業者においては、今回の改正を理解し、速やかに対応していくことが求められます。

図1 モバイルバッテリーの事故件数推移



(製品評価技術基盤機構のデータを元に弊社で加工)

出所：

経済産業省のプレスリリース

<http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180201001/20180201001.html>

○消費者庁、東京都がドラム式洗濯機に閉じ込められる事故に対し注意喚起

(2018年2月1日 消費者庁)

(2018年2月2日 東京都生活文化局消費生活部生活安全課)

消費者庁、東京都生活文化局消費生活部生活安全課は、1月に発生したドラム式洗濯機に子どもが閉じ込められ死亡する事故を受けて、チャイルドロックの利用やチャイルドロック非装備製品の場合はゴムバンドなどで蓋が開かないようにするなどにより、事故防止を図るよう消費者へ、相次いで注意喚起をしました。

事業者においては、同種の事故を予防するために、チャイルドロック機能を導入するなどの自主的な安全対策を導入してきました。また、国としても JIS C9335-2-11（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項）について、従来ドラム内容量が 100dm³ 以上を対象としていた要求事項を国内製品の多くが対象となるドラム内容量 60dm³ 以上にまで拡大する改正を 2017 年に行っています。本 JIS 規格を踏まえて製造された新式のドラム式洗濯機は、中に閉じ込められても比較的小さな力でも内側から開けられる構造になっています。

これらの安全対策は、段階的に導入されており、市場に出ている製品の安全対策状況は製品によってさまざまです。しかし、事業者において、いずれの安全対策が講じられているとしても、当該事故を予防するためには、消費者の行動に依存せざるを得ません。事業者としては、リスク情報を使用者と共有し、正しい使用方法を使用者に周知していくことが強く求められているものといえます。

出所：

消費者庁

2018年2月1日 Vol.387 ドラム式洗濯機に閉じ込められる事故に御注意！

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/vol/20180201.php>

東京都生活文化局消費生活部生活安全課

2018年2月2日 ドラム式洗濯機に閉じ込められる事故に注意しましょう

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/attention/20180202washer.html>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○国家道路安全局と国家運輸安全委員会がテスラの追突事故調査のために調査チームを派遣

(2018年1月24日 米国)

米国カリフォルニア州ロサンゼルス近郊で1月22日に発生した、事故処理のためにハイウェイの路肩に停車していた消防車の後部にテスラ車が追突した事故（死傷者なし）について、NHTSA（National Highway Traffic Safety Administration：国家道路安全局）に続き、NTSB（National Transportation Safety Board：国家安全運輸委員会）が事故調査チームを派遣することが報道されました。

事故車両の運転者は、事故処理に当たった消防署員に対して、事故発生時には同車の自動運転支援機能（Autopilot driver-assist system）を作動させた状態にしていた、と証言しているとのことですが、NTSBは実際に機能が作動状態にあったか否かについては今後の調査において確認するとしています。また、同装置が作動していた場合、前方に停止している車両を検知して追突を回避できなかった原因を究明することが必要としています。いずれにせよ両組織ともに、事故が運転者起因によるものか車両起因によるものかの両面から調査を進めるものと見られています。

一方、製造事業者のテスラ社（Tesla, Inc.）は1月25日に、同社ホームページ上で、同装置は常に運転者の関与のもとで使用されることを前提として装備されていること、を明言するとともに、当該車両に載せられている取扱説明書の一部を引用（車両に搭載されている交通状況認知式クルーズコントロール“Traffic aware cruise control”は、時速50マイル以上で先行する車に従って走行中に、急に先行する車が車線を変更して検知範囲を外れ、その先に別の車両が停止している時には、停止している車両を検知できず車両が減速または停止しないおそれがある）として、今回の事故の発生状況が左記条件に類似している可能性があることを示唆しています。

通常は、鉄道、航空機、船舶等で複数の死傷者が発生した事故の調査に携わるNTSBが、このように死傷者が出なかった事故に関与することは異例の動きといえ、また、NHTSAとNTSBの2つの機関が自動運転車の事故調査を実施した例としては、2例目となります。本事故に対する両機関の今後の動きは注目するに値するでしょう。

出所：

本件に関する報道は、下記のURLを参照ください。

<https://www.reuters.com/article/us-tesla-crash/u-s-investigators-to-probe-crash-between-tesla-vehicle-fire-truck-idUSKBN1FC2ZB>

テスラ社の本件事故に関するプレスリリース（1月25日）は、下記のURLを参照ください。

<https://www.teslarati.com/tesla-model-s-firetruck-crash-details/>

以上

インターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべきPL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**
製品安全管理態勢に関する簡易評価
リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**
個別製品に関するリスクアセスメント
指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**
PL事故対応マニュアルの策定
リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**
リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**
判例・事故例の調査分析
各国の生産物賠償法一覧の提供

INSRAM

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研リスクマネジメント第三部危機管理・コンプライアンスグループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業のPL対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright 株式会社インターリスク総研 2018